

海津市海津温泉宙舟の湯の
管理運営に関する基本協定書（案）

目次

第1章 総則	1
(本協定の目的)	1
(公共性及び民間業務の趣旨の尊重)	1
(信義誠実の原則)	1
(用語の定義)	1
(管理物件)	2
(認定業者への委託等)	2
(指定期間)	2
第2章 本業務の範囲と実施基準	3
(本業務の範囲)	3
(本業務の基準)	3
(本業務の範囲又は基準の変更)	3
第3章 本業務の実施	3
(事業年度)	3
(本業務の実施)	3
(本業務の準備)	4
(管理業務従事者等)	4
(譲渡等の禁止)	4
(権利又は義務の譲渡の禁止)	4
(委託等の禁止)	4
(適正な経理の実施)	5
(管理施設の改修等)	5
(緊急時の対応)	5
(文書の保存)	5
(環境への配慮)	5
第4章 備品(物品)等の取扱い	6
(物品の管理)	6
第5章 業務実施における甲の確認事項	7
(事業計画書)	7
(事業報告書等)	7
(管理運営業務の自己点検)	8

(甲による業務実施状況の確認)	8
(甲による業務の改善勧告)	9
第6章 指定管理料、指定管理者納付金及び利用料金	9
(指定管理料)	9
(指定管理料の精算)	9
(利用料金)	10
第7章 損害賠償及び不可抗力	10
(本業務の継続が困難となった場合の措置等)	10
(損害賠償等)	10
(リスク分担)	10
(第三者への賠償)	11
(保険の付保)	11
第8章 指定期間の満了	11
(施設等の引渡し)	11
(指定管理業務の引継ぎ)	11
(原状回復)	12
第9章 指定期間満了前の指定取消し	12
(甲による指定の取消し等)	12
(乙による指定の取消しの申出)	13
第10章 指定管理者の責務	13
(情報公開)	13
(個人情報保護)	13
(再委託の場合の取扱い)	14
(秘密の保持)	14
第11章 雑則	14
(業務内容変更等の対応)	14
(重要事項の変更)	14
(地域に貢献する管理運営)	14
(救命講習の受講)	14
(回数券の取扱い)	14
(自主的な事業の実施)	14
(利用者ニーズの把握)	15
(責任負担の解釈)	15

(疑義についての協議)	15
(裁判管轄)	15

海津市海津温泉宙舟の湯の管理運営に関する基本協定書(案)

海津市（以下「甲」という。）と（共同体で申請する場合は共同体名）（以下「乙」という。）とは、海津市海津温泉宙舟の湯（以下「本施設」という。）の管理運営に関し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、乙が本施設の指定管理者として、本施設の適正かつ円滑な管理運営を行うために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間業務の趣旨の尊重）

第2条 乙は、本施設が公の施設であって市民等の利用に供する施設として公共性を有するものであることを十分理解し、本業務の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が、民間事業者等である乙によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ誠実に本協定を遵守しなければならない。

（用語の定義）

第4条 本協定で用いる用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）「本業務」とは、乙が指定管理者として行う本施設の管理運営に係る業務をいう。

（2）「指定期間」とは、乙の指定管理者としての指定の期間をいう。

（3）「法令」とは、法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び規則（規程を含む。）その他公的機関の定める一切の規程、判断、措置等をいう。

（4）「募集要項」とは、甲が令和8年9月28日に公表した「海津市海津温泉宙舟の湯指定管理者募集要項」本文をいう。

（5）「募集要項等」とは、募集要項及び募集要項の添付資料をいう。

- (6) 「申請書類」とは、乙が、募集要項に基づく募集手続において提出した一切の申請書類をいう。
- (7) 「仕様書」とは、「海津市海津温泉宙舟の湯指定管理者業務仕様書」をいう。
- (8) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲及び乙が指定期間中の各年度において締結する協定をいう。
- (9) 「指定管理料」とは、本業務の実施に要する経費の支払に充てるため、指定期間中の各年度において、甲が乙に対して支払う金銭をいう。
- (10) 「利用料金」とは、本施設の利用の対価であり、乙の収入として収受できる施設使用料をいう。
- (11) 「施設等」とは、本施設の施設、附属設備及び備品をいう。
- (12) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、異常渇水、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロリズム、暴動等）、法令の変更その他甲及び乙の責任に帰すことのできない事由をいう。
- (13) 「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（管理物件）

第5条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、別に市が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、管理物件を管理しなければならない。

（認定業者への委託等）

第6条 乙は、甲に管理責任のある次の業務については、継続して甲が指定する業者へ委託するものとする。

- (1) 事業系一般廃棄物処理業務
- (2) 産業廃棄物処理業務

（指定期間）

第7条 本施設の指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月3

1 日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施基準

(本業務の範囲)

第8条 甲が乙に行わせる本業務の範囲は、海津市海津温泉宙舟の湯条例（令和5年海津市条例第10号。以下「条例」という。）第12条の規定により次に掲げる業務とし、その細目は、仕様書に定めるとおりとする。

- (1) 本施設の維持管理に関する業務
- (2) 本施設の利用及び当該利用の制限に関する業務
- (3) 本施設の利用料金の徴収及び減額又は免除に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市が本施設の管理上必要と認める業務

(本業務の基準)

第9条 乙は、本業務の実施に当たって、仕様書に定める基準を満たさなければならない。

(本業務の範囲又は基準の変更)

第10条 甲及び乙は、本協定の締結後において、第8条に規定する本業務の範囲又は前条に規定する本業務の基準に変更の必要が生じたときは、双方による協議を行うものとし、双方が合意した場合は、本業務の範囲又は基準を変更することができる。

2 前項の規定による本業務の範囲又は基準の変更に伴う指定管理料の額の変更については、同項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(事業年度)

第11条 本業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(本業務の実施)

第12条 乙は、指定期間中、本協定及び法令のほか、募集要項等及び申請書類に従うとともに、甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、善良な管理者の注意をもって、本業務を実施するものとする。

2 本協定、募集要項等及び申請書類の間に疑義がある場合は、本協定、募集要項等、申請書類の順にその解釈が優先するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、申請書類において仕様書を上回る基準が提案されている場合は、申請書類に示された基準によるものとする。
(本業務の準備)

第 13 条 乙は、指定期間の開始日に先立ち、本業務の適正かつ円滑な実施に必要な準備を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始に先立ち、甲に対して本施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 本業務の引き継ぎにかかる費用は、すべて乙の負担とする。
(管理業務従事者等)

第 14 条 乙は、管理業務に従事する者の氏名をあらかじめ甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、管理業務に従事する者の中から、責任者を定め、甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、前 2 項の規定による通知に係る事項に変更がある場合には、直ちに甲に通知しなければならない。
(譲渡等の禁止)

第 15 条 乙は、本施設の施設等を、甲の承諾を得ないで、第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。
(権利又は義務の譲渡の禁止)

第 16 条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
(委託等の禁止)

第 17 条 乙は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

- 2 前項ただし書の規定により、乙が本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が委託し、又は請け負わせる第三者の責任に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙

の責任に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

（適正な経理の実施）

第 18 条 乙は、本業務に固有の口座を開設し、本業務に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にしなければならない。

（管理施設の改修等）

第 19 条 管理施設の改修等については、1 件につき 50 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものは甲が自己の責任及び費用において実施するものとし、1 件につき 50 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものは乙が自己の責任及び費用において実施するものとする。ただし、甲又は乙が書面にて相手方の責任及び費用において実施して欲しい旨の申出をし、相手方が了承した場合は、この限りでない。

（緊急時の対応）

第 20 条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生したときは、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 乙は、事前に、非常時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、非常時に対応できる体制を整備し、これを甲に届けなければならない。

（文書の保存）

第 21 条 乙は、管理業務を実施するにあたって乙が保有する文書は、指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後においても、海津市公文書規程（平成 17 年海津市訓令甲第 9 号）に準じて保存しなければならない。

（環境への配慮）

第 22 条 乙は、本業務の実施にあたり、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

（1）電気、燃料、水等の使用量削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図ること。

（2）資源採取から廃棄物に至る物品等のライフサイクル全体について、

環境負荷の低減に配慮した物品の調達に努めること。

第4章 備品(物品)等の取扱い

(物品の管理)

第23条 甲は、本施設に設置されている自己が所有する物品（以下「市有物品」という。）を無償で乙に貸与するものとする。

2 乙は、指定期間中、貸与された市有物品（以下「貸与市有物品」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 管理上必要な貸与市有物品の修繕及び消耗品の購入については、乙が自己の責任及び費用において実施するものとする。

4 乙は、貸与市有物品を甲の承諾を得ないで、他の用途に供し、又はその現状を変更し、若しくは第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

5 乙は、貸与市有物品のうち備品については、その一覧表を備え、常に数量、使用場所、使用状況等の把握に努めなければならない。

また、ラベルの貼付等の方法により、乙所有の備品と区別しなければならない。

6 乙は、貸与市有物品について、本業務実施の用に供することができなくなったと認められる場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

7 貸与市有物品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、当該貸与市有物品と同等の機能及び価値を有するものを、1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものは甲が自己の責任及び費用において購入又は調達するものとし、1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものは乙が自己の責任及び費用において購入又は調達するものとする。ただし、甲又は乙が書面にて相手方の責任及び費用において実施して欲しい旨の申出をし、相手方が了承した場合は、この限りでない。

8 乙は、故意又は過失により備品等を毀損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は乙の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

9 乙は、所有する物品について、備品台帳により、管理の状況を明ら

かにしておかなければならない。

第5章 業務実施における甲の確認事項

(事業計画書)

第24条 乙は、甲が毎年1月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した管理運営に関する事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 本施設の管理運営の基本方針
- (2) 本施設の利用者数等の目標
- (3) 本業務の実施体制
- (4) 本業務の実施計画
- (5) 本業務の収支計画
- (6) その他甲が必要と認める事項

2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(年度協定書の締結)

第25条 甲及び乙は、指定期間中の各年度の開始日において、年度協定を締結するものとする。

2 年度協定においては、次の事項について定めるものとする。

- (1) 当該年度の本業務に係る事業計画。ただし、当該事業計画の内容は、前条の規定により乙が提出した事業計画書に定める事業について、甲がその実施を認めたものとする。
- (2) 第30条第2項に規定する当該年度における指定管理料の額、支払方法等の詳細
- (3) 指定期間が満了する年度にあっては、その満了時における本施設の利用の申込みの制限及び休止に係る事項

3 第1項の規定による年度協定の締結後における前条第2項の規定による事業計画書の変更は、甲及び乙において当該年度協定（当該年度協定を変更する協定が締結されているときは、その変更後の年度協定とする。）を変更する協定を締結しなければ、その効力を生じない。

(事業報告書等)

第26条 乙は、毎年度終了後30日以内に、本業務に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

ただし、年度の途中において海津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年海津市条例第 173 号。以下「手続条例」という。）第 11 条の規定により指定を取り消され、又は当該年度末を含む期間の本業務の全部の停止を命じられたときは、その取り消された日又は本業務の全部の停止を命じられた日の翌日から起算して 30 日以内に当該年度の当該取り消された日又は当該本業務の全部の停止を命じられた日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（１）本業務の実施体制の状況

- ア 管理運営体制の状況
- イ 職員配置の状況
- ウ 人材育成の状況

（２）本業務の実施状況

- ア 事業の実施状況
- イ 維持管理の実施状況
- ウ 利用促進の実施状況
- エ 物品販売の実施状況
- オ 宿泊・飲食提供の実施状況
- カ 事業評価の実施状況

（３）本施設の利用状況

（４）利用料金の収入実績

（５）本業務の収支状況

（６）施設等の状況

（７）その他甲が必要と認める事項

2 乙は、当該月の翌月の 20 日までに、管理月報を作成し、甲に提出しなければならない。

（管理運営業務の自己点検）

第 27 条 乙は、甲が指示する内容で、毎年度管理運営状況の自己点検・調査を行い、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の結果を踏まえて業務の改善に取り組まなければならない

（甲による業務実施状況の確認）

第 28 条 甲は第 26 条の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う本業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする

る。

2 甲は、前項の確認のほか、必要があると認めるときは、いつでも、乙に対し、本業務の実施状況及び施設の管理状況、本業務に係る管理経費等の収支状況等の報告を求め、又は本施設に立ち入り、実地に調査することができる。

3 乙は、甲から前項の報告の徴収及び立入調査の実施を求められた場合は、特別の事由があると甲が認める場合を除き、これに応じなければならない。

（甲による業務の改善勧告）

第 29 条 前条の規定による確認の結果、乙による本業務の実施が仕様書に定める基準（第 10 条の規定に基づき変更された場合は、変更された基準）を満たしていない場合又は本協定（第 47 条の規定に基づき変更された場合は、変更された協定）の規定に従っていない場合は、甲は乙に対して本業務の実施の改善その他本業務に必要な措置を勧告するものとする。

2 乙は、前項の勧告を受けた場合は、速やかにこれに従わなければならない。

第 6 章 指定管理料、指定管理者納付金及び利用料金

（指定管理料）

第 30 条 甲は、乙に対して指定管理料を支払う。

2 指定管理料の額、支払方法等の詳細については、年度協定において定めるものとする。

（指定管理料の精算）

第 31 条 乙は、その収入である指定管理料、利用料金、事業収入等の合計額が、本業務の実施に要する費用の合計額を超えた場合においては、その超えた金額に納付率を乗じた金額を市に納付するものとする。

なお、納付率の詳細については、年度協定において定めるものとする。

2 乙は、指定管理料、利用料金、事業収入等をもって本業務を行うものとし、その額が現に本業務の実施に要した費用に満たない場合においても、甲は、指定管理料の追加の支払いを行わないものとする。ただし、第 10 条の規定により指定管理料を変更する場合は、この限りで

はない。

(利用料金)

第 32 条 利用料金は、乙が、条例第 13 条第 3 項に規定する利用料金の額の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行なうものとする。

2 乙は、本施設に係る利用料金を自らの収入として、収受することができる。

第 7 章 損害賠償及び不可抗力

(本業務の継続が困難となった場合の措置等)

第 33 条 乙は、本業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

2 乙の責任に帰すべき事由により、本業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲は、乙に対して必要な指示を行い、又は改善の勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 不可抗力その他甲又は乙の責任に帰することができない事由により本業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は、本業務の継続の可否について協議するものとする。

(損害賠償等)

第 34 条 乙は、本業務の実施に当たり、自らの責任に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、手続条例第 11 条の規定により、指定管理者の指定を取り消された場合又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、甲に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

(リスク分担)

第 35 条 本業務に関するリスクの甲及び乙の分担については、別記 1「リスク分担表」のとおりとする。

2 前項の規定により定める事項に疑義がある場合又は前項の規定により定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、責任の分担を決定する。

(第三者への賠償)

第 36 条 本業務の実施において、乙の責任に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険の付保)

第 37 条 乙は、指定期間中、本業務の内容及び別記 1 に掲げる乙のリスクに対して、適切な範囲及び条件を満たす保険に加入し、その保険料を負担しなければならない。乙が本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときも、同様とする。

2 乙は、前項の規定により加入した保険の証券又はこれに代わるものとして甲が認めたものを本業務の開始に先立って、速やかに甲に提示しなければならない。

第 8 章 指定期間の満了

(施設等の引渡し)

第 38 条 乙は、指定期間が満了し指定管理者として管理を行わなくなったとき及び手続条例第 11 条の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、本施設の施設等を甲の指定する期日までに、原状に回復したうえで甲に引き渡さなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するための必要な措置を行うことができる。この場合において、乙は、甲が行う措置に要した費用を負担しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、甲が認めた場合は、乙は、本施設の施設等の原状回復を行わず、別途甲が指定する状態で、甲に対し、本施設の施設等を引き渡すことができる。

(指定管理業務の引継ぎ)

第 39 条 乙は、指定期間が満了する場合又は手続条例第 11 条の規定により指定管理者の指定が取り消された後において、本施設の運営が遅滞なく円滑に実施されるように、後任の指定管理者等に対して本業務の引継ぎを実施するものとする。

2 前項の引継ぎの方法等については、甲及び乙が別途協議するものとする。

3 第 1 項に規定する引継ぎに要する費用は、すべて乙の負担とする。

ただし、特別の事由があると甲が認める場合は、この限りでない。

(原状回復)

第 40 条 乙は、本業務の実施に当たり、自らの責任に帰すべき事由により施設等を滅失し、又は損傷したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するための必要な措置を行うことができる。この場合において、乙は、甲が行う措置に要した費用を負担しなければならない。

第9章 指定期間満了前の指定取消し

(甲による指定の取消し等)

第 41 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、手続条例第 11 条の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分をいう。）若しくは財務状況が著しく悪化したことによって本業務の実施が困難と認められるとき。
- (2) 本協定の内容を履行せず、又はこれに違反したと甲が認めるとき。
- (3) 本業務の実施に際し不正行為を行ったと甲が認めるとき。
- (4) 甲に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだと甲が認めるとき。
- (5) 自らの責任に帰すべき事由により、乙から協定締結の解除の申出があったとき。
- (6) 提出した申請書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (7) 乙が、募集要項に定める申請資格を失ったとき（申請資格を失う原因となる行為を行った乙の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。以下同じ。）（当該行為があったことを甲が覚知したときに役員であった者を含む。）が当該事実を自認しているときを含む。）又は申請資格がないことが判明したとき。
- (8) 第 33 条第 3 項に規定する協議が整わないとき。

(9) 乙又は乙の役員が社会的に非難される行為をし、施設の運営に支障をきたすおそれがある等、当該乙による管理を継続させることが適当でないと甲が認めるとき。

(10) その他乙の責任に帰すべき事由により当該乙による管理を継続することができないと甲が認めるとき。

2 甲は、前項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に生じた損害の賠償の責任を負わないものとする。

3 乙は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合は、当該年次の納付金について指定の取り消しの日に至る月までの納付金として、一月を単位として当該年次納付額を十二月で除した金額を甲の指定する期日までに納付しなければならない。

(乙による指定の取消しの申出)

第42条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

(1) 甲が本協定の内容を履行せず、又はこれに違反したと認められるとき。

(2) 甲の責任に帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。

(3) 第33条第3項に規定する協議が整わないとき。

(4) その他乙が必要と認めるとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその措置を決定するものとする。

第10章 指定管理者の責務

(情報公開)

第43条 乙は、本業務の実施に当たり、海津市情報公開条例（平成17年海津市条例第10号）の理念を尊重し、本業務に関し保有する文書の公開に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第44条 乙は、本業務の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、別記2「情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

(再委託の場合の取扱い)

第 45 条 乙は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対しても前 2 条の規定を遵守するように義務付けなければならない。

(秘密の保持)

第 46 条 乙は、乙の役員若しくは本業務の全部又は一部に従事している者又はこれらの者であった者が、本業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。

第 11 章 雑則

(業務内容変更等の対応)

第 47 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更されたとき又は特別な事情が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、本協定の規定を変更することができるものとする。

(重要事項の変更)

第 48 条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(地域に貢献する管理運営)

第 49 条 乙は、本施設の管理及び運営にあたって、本施設が公の施設であることに着目し、公平性・平等性を確保し利用者サービスの向上を図るとともに、施設の運営に必要な人材の確保、物品等の調達については、地域に還元ができるよう必要な措置を講じなければならない。

(救命講習の受講)

第 50 条 乙は、本施設に設置してある救命装置 A E D について、迅速、的確な救命活動が行えるよう、すべての本業務従事者に講習を受講させなければならない。

(回数券の取扱い)

第 51 条 指定期間開始前に発行済の回数券は、指定期間開始後も効力を有するものとし、乙は、乙の負担により当該回数券による利用を受け入れるものとする。

(自主的な事業の実施)

第 52 条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施すること

ができるものとする。

- 2 乙は、自主的な事業を計画した場合は、甲に対して実施計画書を提出し甲の確認を受けなければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

（利用者ニーズの把握）

第 53 条 本施設の適正な利用者サービスを確保するため、乙は、利用者へのアンケートの実施等により本施設の管理業務に係る利用者ニーズを把握し、管理運営に反映するよう努めるとともに、その結果及び対応についての報告書を翌月 20 日までに甲に提出すること。また、甲がアンケート調査等を行う場合に乙は必要な協力を行うものとする。

（責任負担の解釈）

第 54 条 甲が本協定の規定に基づき、書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき本業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（疑義についての協議）

第 55 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

（裁判管轄）

第 56 条 本協定に関する紛争は、岐阜地方裁判所大垣支部を第一審の所轄裁判所とする。

別記1

リスク分担保

項 目		市	指定管理者
施設の法的管理	施設の利用許可及びその取り消し		○
	施設の目的外使用許可及びその取り消し	○	
施設の維持管理			○
施設・備品の維持管理等	1箇所当たり50万円以上	○	
	1箇所当たり50万円未満		○
利用者及び周辺住民からの苦情・要望等に対する対応			○
物価の変動	年度協定締結時において予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化による著しい物価の変動によるもの	○	
	上記以外のもの		○
金利の変動			○
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令の変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令の変更		○
支払の遅延	市からの経費の支払遅延（指定管理者の責めに帰すべきものを除く。）に起因するもの	○	
	上記以外のもの		○
政治・行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担		○	
災害による施設の損傷等	指定管理者の責めに帰すべきもの		○
	上記以外のもの	○	
災害等による施設の休館		○	
利用者等への損害賠償	指定管理者の責めに帰すべきもの		○
	上記以外のもの	○	

注) 乙が加入する保険で対応できる場合は、保険による対応を優先し、保険金額を超える部分については、甲と乙が協議して決定するものとする。

別記2

情報の取扱いに関する特記仕様書

第1条（情報の保護に関する条例等の遵守）

乙は、甲の定める海津市個人情報保護法施行条例、その他個人情報の保護に関する法令、海津市情報セキュリティポリシー及び実施手順書に基づき、本情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

第2条（責任体制の整備）

乙は、情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3条（作業責任者等の届出）

- 1 乙は、情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。
- 3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

第4条（教育の実施）

- 1 乙は、情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。
- 2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

第5条（守秘義務）

- 1 乙は、本件業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- 2 乙は、本件業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

第6条（再委託）

- 1 乙は、本件業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）する場合は、再委託先の名

称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 4 乙は、再委託先に対して本件業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

第7条（派遣労働者等の利用時の措置）

- 1 乙は、本件業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第8条（情報の管理）

乙は、本件業務において利用する情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、情報を複製又は複写しないこと。
- 五 情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- 六 情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 七 情報を管理するための台帳を整備し、情報の利用者、保管場所その他の情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 八 情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- 九 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、情報を扱う作業を行わせないこと。
- 十 情報を利用する作業を行うパソコンに、情報の漏洩につながると考えられる業務

に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

第 9 条（提供された情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

乙は、本件業務において利用する情報について、本件業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

第 10 条（受渡し）

乙は、甲乙間の情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に情報の預り証を提出しなければならない。

第 11 条（情報の返還又は廃棄）

- 1 乙は、本件業務の終了時に、本件業務において利用する情報について、甲の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、本件業務において利用する情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、本件業務において利用する情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

第 12 条（定期報告及び緊急時報告）

- 1 乙は、甲から、情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 乙は、情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

第 13 条（監査及び検査）

- 1 甲は、本件業務に係る情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本件業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第 14 条（事故時の対応）

- 1 乙は、本件業務に関し情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる情報の内容、件数、事

故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、本件業務に関し情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第 15 条（契約解除）

- 1 甲は、乙が本特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、本特記仕様書に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第 16 条（損害賠償）

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。